

秋田工業高等専門学校における研究活動に関する基本方針

令和2年4月8日

運営会議了承

「高等専門学校設置基準」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構法」において、「その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする」と、
「機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行う」と規定されている。

本校ではその趣旨に基づき、秋田高専規則集「第5章 センター」において、地域共同テクノセンター規則を定め、その目的を「民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との連携を推進して教育及び研究の進展を図るとともに、共同研究及び技術相談等を推進することにより、地域産業の振興、活性化に寄与すること」としている。

また、地域共同テクノセンターでの業務は、「民間機関等との連携による教育及び研究の進展に関すること」、「民間機関等との共同研究、受託研究等に関すること」、「民間機関等に対する技術開発相談及び学術情報の提供に関すること」、「民間機関等との技術協力に関すること」などが定められている。

そこで、上記のような背景を受けて、本校では、研究活動を活性化するために、研究の主たる目的を以下のように明確化するものとする。

- (1) 独創的な研究を行う。
- (2) 地域と連携し、かつ地域と密着した研究活動を行う。
- (3) 産学官の共同研究を推進する。
- (4) 研究活動を本校の教育の向上に反映させる。即ち、研究を通して学生を教育する。
- (5) 国際的な研究を推進する。